

令和4年9月28日

医療機関の皆様へ

平素より、東京都の福祉保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都の医療費助成制度（人工透析を必要とする腎不全）におきましては、医療券の有効期間の満了を毎年9月30日としております。

御案内した申請期日（令和4年7月29日（金））までに更新のお手続きをされた患者様へは、9月中に都から更新後の医療券をお届けするところでございますが、このたび、都の対応が遅れたため、一部の方々への医療券の発送が9月28日（水）となってしまいました。このため、「期日までに更新手続きをしたにもかかわらず、都から医療券が届いていない」と申出をされる患者様が来院する可能性がございます。

その際には、下記による御対応について御協力をいただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

① 期日（7月29日）までに更新手続きをされた患者様に対する、有効期間が令和4年10月1日からの医療券が届くまでの医療機関窓口における請求について、医療券の提示があったものとみなすなど、柔軟にお取り扱いください。

② 医療券の提示がない患者様について、令和4年10月1日以降の資格状況（手続きがなされているかどうか）を、都に御照会ください。

・電話番号 03-5320-4004、03-5320-4472

・電話開設時間 平日9時～17時40分

※ 10月1日（土）につきましては、閉庁日のため電話照会への受付ができず御迷惑をお掛け致します。誠に申し訳ございません。10月3日（月）以降、御照会下さいますようお願いいたします。

※ 期日を超えて7月30日以降9月30日までに更新の手続きをされた患者様への医療券の送付は10月以降になります。例年通りの御対応をお願いいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課

難病認定担当 電話03-5320-4472